

●みんなで575コーナー

応募作品の中から、編集部で季節感やユーモアなどを基準に選考し、20 作品を掲載します。



素敵な作品を
お待ちしております!

●広報感想コーナー

広報誌へのご感想や作品をお寄せいただいた方で、「抽選参加有」の方の中から、抽選で下記のプレゼント引換券をお送りします。当選者の発表はプレゼント等の発送をもってかえさせていただきます。

▼今月のプレゼント

湖来糖 2個セット
…7人分



有限会社とも栄菓舗

安曇川町西万木 211 番地 1
☎ (32) 0842

高島の多彩な発酵食文化を和菓子に。「地域雇用創造事業」で開発した新商品です。

ガラス越し 小犬を膝に 転寝を
80年 心の糧に 祖父の知恵
吹く風に 酔うて詠うは 雪月花
幸音ちゃん かわいい孫も もう二十才
ゲート狙らう 年配者の目 輝けり
生きている 証にと書き 五七五
雪が重つ 野辺の新芽も 負けないよ
初夢は スマホに撮って 残したい
ほないこか 今年はどこへ 初詣
福は内 幸せ願て 鬼は外
我が庭に 初めて咲きし 寒椿
大寒や 冬を惜しみつ 春を待つ
年新た 鶏から戌へ 変はる絵馬
猫逝きて 膝の寂しき 冬となり
雪達磨 犬のオシッコに 逃げられず
命がけ ドクターヘリで 元気なり
雪ノ下 もうすぐ出番 春を待つ
吊るされて 柿飴色に 光りをり
温暖化 油断大敵 寒波襲来
停電で 不便ひらめき 得た知識

山田 清 (今・弘川)
西川五礎三 (高・高島)
北川 国重 (安・青柳)
上杉美稚代 (安・南古賀)
島山美智子 (朽・麻生)
河原田 勝 (今・岸脇)
駒井かつえ (安・常磐木)
井保 孝夫 (安・西万木)
野田 敏子 (新・旭)
岡田 芳子 (マ・沢)
松田 節子 (新・新庄)
清水 茂 (今・深清水)
宇井 増男 (高・武智横山)
澤辺みさを (新・藁園)
山本喜代治 (安・長尾)
山本 京子 (高・高島)
寺田 義輝 (マ・西浜)
伊庭 健博 (新・深溝)
川尻 耕生 (今・松陽台)
清水 展子 (安・中野)

申し込み先はこちら

【郵便】 〒520-1592 高島市新旭町北畑 565 番地 高島市企画広報課あて
【メール】 kikaku@city.takashima.lg.jp
①住所②氏名③連絡先④コーナー名⑤作品またはご意見・ご感想⑥プレゼント抽選参加の有無を記載してください。
【留意事項】 ▶コンテストなどに未発表▶応募は一人一点▶投稿物は返却不可▶添削有▶著作権など第三者の権利やプライバシーを侵害していないもの▶市民の方対象

▼次回締切 (月) 必着
2月26日
▼掲載月
4月号

●写真・イラストコーナー

応募作品の中から編集部で数点を選考し、掲載します。

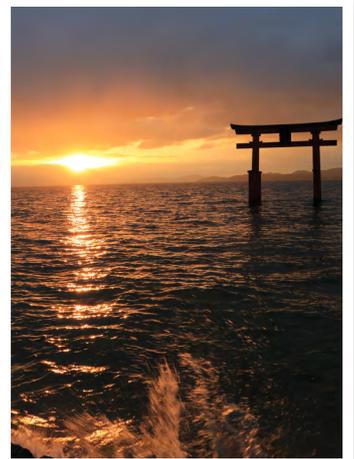


スマートフォンや携帯電話などからの応募も大歓迎!また、市ホームページではカラーで掲載!



雪化粧の高島市。朝起きると一面真っ白でびっくり!
by たかP

白鬚神社から朝日を撮影。力強い一枚が撮れたよ!
by たかP



わたし流、 ヤンかしまの暮らし。

このコーナーは、たかしまへ移住（I・J・Uターン）された方に、高島の暮らしで感じることをお伝えいただくコーナーです。

☎ 市民協働課（定住推進室） ☎ (25) 8526

「二月は逃げる」

地域おこし協力隊
地域教育魅力化コーディネーター 原 周右

2月は逃げる、と言う。年度末の慌ただしさの中であっという間に1か月が終わってしまったように感じるからだって。確かに去年の2月の思い出…雪かき？ うん？ 移住して初めの大雪で確かに余裕がなく2月を過ごした気がする。他に2月の記憶がない…。逃がしてるな、2月を。

今年の2月も事業のまとめや次年度の準備で大忙し確定なわけだけど、1か月やそこらジタバタしたところで何が変わるわけでもない。昼休みは散歩に出よう（寒くても）、夜は星でも見てから帰ろう（寒くても）。
目の前を仕事で一杯にしないで、2月の高島を捕まえに行こう。



国保年金あらかると

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137
大津年金事務所 ☎ 077 (521) 1789

サラリーマンや公務員の配偶者であった方へ ～特定期間の届出と特例追納制度のご案内～



◎特定期間の届出について

配偶者の退職やご本人の収入の増加などによって扶養から外れたときに、国民年金の被保険者の変更（第3号から第1号への）手続きが2年以上遅れたことで、国民年金保険料を納付することができなかった期間はありませんか？

この期間は届出することで「特定期間」になり、老齢年金を受け取るために必要な期間とすることができます。

◎特例追納制度について

3月31日までは特定期間の保険料を納付することで、年金額の計算に含まれる期間にすることができます。

※既に年金を受け取られている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

◎特例追納のお申し込みができる期間

- ・特例追納をする時点で60歳未満の方は、承認があった月より前の10年以内の期間です。
- ・特例追納をする時点で60歳以上の方は、50歳以上60歳未満であった期間です。

「国民年金基金」で 公的年金の受け取りにプラスを！

国民年金基金は、基礎年金に上乗せをする公的な年金であり、国民年金の定額保険料を納付している第1号被保険者（自営業者、農林漁業者、自由業者などの人とその配偶者、学生等）が申し込みにより任意に加入できる制度です。

掛金は、加入時の年齢、性別、口数などにより決まります。なお、掛金の全額が社会保険料控除の対象となるため、所得税や住民税が軽減されます。国民年金基金の給付は、「終身年金」を基本としていますので、一生涯受け取ることができます。

国民年金基金については、次のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

滋賀県国民年金基金

☎ 0120-65-4192

◆特定期間の届出や特例追納のお申し込みについては、年金事務所までお問い合わせください。